

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成28年 3月23日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 6件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	換気空調系タービン建屋2階の排気ダクトにおいて、ダクトつなぎ目に空気の吸込みが認められたため、当該ダクト箇所を点検・修理。	GIII	
2	3号機	放射性ドレン移送系活性炭式希ガスホールドアップ装置建屋低電導度廃液系サンプポンプ(B)出口逆止弁において、弁動作不良(弁開状態のまま閉せず)が認められたため、当該弁を点検・修理。	GIII	
3	1・2号廃棄物処理設備	2号スチームドレン系受タンク(A)入口弁位置検出スイッチにおいて、接触不良(弁全開位置で制御盤表示灯が中間開表示)が認められたため、当該位置検出スイッチを点検・修理。	GIII	
4	3・4号廃棄物処理設備	固化系濃縮廃液供給タンク蒸気入口弁軸封部において、腐食及び加熱蒸気の漏えい(にじみ程度、汚染なし)が認められたため、当該弁を点検・修理。	GIII	
5	その他	国へ届け出た「放射線障害予防規程」の測定の項目において、関係法令で要求されている「測定をした者の氏名」が記載されていないことが認められたため、当該項目を追記。なお、測定結果報告書には測定者氏名の項目があり、法令等の要求は満足している。	対象外	
6	その他	構内に保管している震災時津波被害を受けた被災車両において、燃料タンクより燃料油(軽油)の滴下が認められたため、消防署へ連絡し、タンク内の燃料油を回収。なお、当該事象は消防署より「消防法に基づく危険物の漏えい事故」には該当しないとの判断を受けた。	GIII	